

令和8年（フ）第32号

兵庫県小野市天神町1185番地の32 ヴィラナ
リー天神1号棟405号室、前住所神戸市長田
区大橋町8丁目6番10-409号

破産者 村田 一雅

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和8年（フ）第444号

広島県東広島市西条下見5丁目1番24-304
号 ラポールこうのす

破産者 宮中 貴英

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第445号

広島県東広島市西条下見5丁目1番24-304
号 ラポールこうのす

破産者 宮中 美樹

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第131号

広島県呉市宮原3丁目5番9号
破産者 エステティックサロンティアラこと
富田真由美

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和8年（フ）第28号

広島県福山市東村町49番地1
破産者 石井 邦恵

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第100号

長崎県長崎市江平1丁目2番9号、旧住所佐
賀県佐賀市兵庫南2丁目3番6号 エクセ
レントハイツ兵庫101

破産者 内島 章博

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第103号

長崎県長崎市田中町902番地 KハイツⅢ
301号

破産者 引地 繁文

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第181号

長崎県長崎市昭和3丁目522番地10 トラッ
ドソノハイ205号、旧住所長崎県佐世保市木
風町27番地1 サンフォレスト木風103

破産者 中川 大輔

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第79号

長崎県大村市杭出津1丁目495番地1 エア
リーガーデンB202

破産者 溝上 智子

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年（フ）第92号

宮崎市大字恒久633番地
破産者 谷川由美子

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第186号

宮崎市出来島町24番地4
破産者 寺尾 隆利

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第232号

宮崎市中津瀬町29番地2 中津瀬K1ビル
401号

破産者 折小野 武

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第152号

宮崎県延岡市野地町4丁目3250番地1 アサ
ノコーポ 106、開始決定時の住所宮崎県延
岡市川島町903番地62

破産者 甲斐 三男

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第223号

宮崎県延岡市伊形町5301番地
破産者 長瀬 勝也

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第224号

宮崎県延岡市伊形町5301番地
破産者 長瀬 涼子

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

令和7年（フ）第189号

福島市蓬莱町六丁目3番5号
破産者 泉工機株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
福島地方裁判所

令和7年（フ）第1056号

福岡市西区今宿西一丁目32番14-205号
破産者 実里商会株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1352号

福岡市西区愛宕二丁目3番2号
破産者 株式会社UPROAD DINING

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部